

建物所有者・管理者・調査者・検査者のみなさまへ(指定建築設備・防火設備)

令和7年7月1日から

定期報告制度(※1)の調査・検査内容が見直しされました。

国土交通省の告示が改正され、令和7年7月1日から、定期報告制度の調査・検査内容の見直しがされました。
国の制度見直しの詳細は、下記国土交通省ホームページでご確認ください。

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000039.html

神戸市における変更点

神戸市では、国の制度見直しに伴って、定期報告に係る市の細則(※2)を改正しました。

- ▶常閉防火扉(※3)について、神戸市では引き続き建築物の定期報告での調査項目となります。
- ▶建築物から建築設備へ移動した調査項目(※4)について、神戸市では引き続き建築物の定期報告での調査項目となります。

(※1) 建築基準法第12条第1項又は第3項に基づく定期報告制度

(※2) 市細則：神戸市建築基準法施行細則

(※3) 常時閉鎖している状態の防火扉(常時閉鎖式防火扉)

(※4) 次の調査項目(指定建築設備以外の建築設備)

- ・換気設備(SFDを設置していない建築物)の作動の状況等
- ・自然排煙設備・可動防煙壁の作動の状況等
- ・蓄電池内蔵型の非常照明装置の作動の状況等

Q & A



常閉防火扉について、「防火設備」定期報告で報告できますか？

神戸市においては、「常閉防火扉」は「防火設備検査」ではなく、「建築物」の定期調査報告で報告してください。

防火設備点検の検査結果表(防火扉)様式には「常閉防火扉」の検査項目がありますが、神戸市では「常閉防火扉」の調査は建築物調査報告で行うことになりましたので、防火設備点検での、この欄は「―」を記載してください。



新しい様式はどこに掲載されていますか？

改正後の新しい様式については、神戸市ホームページに掲載をしています。

指定建築設備

<https://www.city.kobe.lg.jp/a81042/business/todokede/jutakutoshikyoku/building/procedure/teikihoukoku/setubi.html#Youshiki Shitei>



防火設備

<https://www.city.kobe.lg.jp/a81042/business/todokede/jutakutoshikyoku/building/procedure/teikihoukoku/setubi.html#Youshiki Bouka>



令和7年7月1日以降に検査して提出する定期報告書については、必ず改正後の新様式で作成してください。

電子申請(e-KOBE)にて申請する場合は、検査の時期にかかわらず、必ず改正後の新様式で作成してください。



様式のどの部分が改正されましたか？

検査結果表等の改正箇所については神戸市ホームページに掲載をしています。

https://www.city.kobe.lg.jp/documents/43544/r07_henkoukasyo.pdf



定期検査報告書・定期検査報告概要書の様式は令和6年度から変更はありません。



今回の細則改正で添付が不要となったものはありますか？

神戸市では、指定建築設備・防火設備定期検査報告書には、付近見取図・配置図の添付が不要となりました。(令和7年度より)